

社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会

次世代法・女性活躍推進法（一体型）一般事業主行動計画

令和6年4月1日

当法人では年齢・性別・雇用形態を問わず、すべての職員が仕事と家庭の両立を図りながら安心して働き、各々が担当する仕事に必要な知識や技術を習得し、能力を継続的に発揮・活用できることを目指し、次の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2 目標と取組内容

《目標1》 時間外勤務（代休は相殺）は法人全体で年間3,456時間（36時間×96人）未滿にします。（職員一人あたり年間36時間未滿）

- ・ 対策 ① 令和6年4月 目標を職員に周知します
- ② 4か月毎 時間外勤務の有無を確認し、時間外勤務が長時間に及んでいる場合は、必要に応じて上司が本人と関わり、時間外労働の改善（短縮）に向けて取り組みます

i 仕事のスキルアップに向けた支援

ii 業務分担の見直し、職員間の協力

- ③ 毎年度末 年度末に各々の時間外労働の実績及び平均を取りまとめ、法人全体の平均を出したうえで次年度の目標を設定します

※ 利用者対応や職種による月ごとの急務に適時応じながら、目標達成を図ります。

※ 時間外勤務は代休を基本とします。

《目標2》 年次有給休暇の取得率の向上を目指します。

- ・ 目標 ① 法人全体の目標
 - ・ 法人全体の平均年維持有給休暇取得率70%以上を維持します。
- ・ 対策 i 令和6年4月 目標を職員に周知します
- ii 毎年度末 年度の年次有給休暇を集計し、達成状況を報告します

